

四日市市臨時特別給付金の申請をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した市民が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して現金を支給する新たな給付金です。

■給付金額

1世帯あたり10万円

■給付対象者と手続きの流れ (①と②の重複支給はありません)

1 住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、**世帯全員の令和3年度分の住民税(均等割)**が課税されていない世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯(一人暮らしの学生など)を除く

2 家計急変世帯

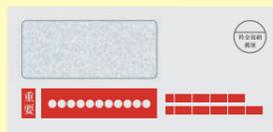
①の確認書が届いていない世帯で、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯**

1. 市から確認書が届く

市が対象になると思われる世帯に給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。

2. 確認書の内容を確認して返送する

同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認してください。給付対象である場合のみ、返送してください。



提出期限は 6月30日

市給付金窓口で申請する

給付金を受け取るには、窓口での申請が必要です。

所総合会館1階 特別受付・相談会場(平日9:00~16:45)

持①本人確認書類(写しでも可。原本の場合は申請時にコピーします)

②受け取り口座を確認できる書類(通帳・キャッシュカードなど)

③令和3年1月以降に急変した収入の状況を確認できる書類

他窓口に来られない場合は四日市市臨時特別給付金コールセンターへご連絡ください。申請書は、地区市民センターや市ホームページから入手できます

申請期限は 9月30日

■支給の時期

確認書や申請書を受け付け後、2~4週間程度

※不備がある場合などは、支給時期が遅くなります

■よくある質問

Q. 住民税非課税世帯なのに、確認書が届きません

A. 確認書は、令和3年1月1日以前から本市に住民登録があり、給付対象になると思われる人に2月下旬に郵送しています。まだお手元に届いていない場合は、四日市市臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせください。なお、住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は対象ではありません

Q. 昨年転入しましたが、基準日との関係はどうなりますか

A. 令和3年1月2日~12月10日に本市へ転入した人は、令和3年度住民税均等割非課税世帯であることを前住所地へ照会しています。3月末までには、確認書を送付しますのでお待ちください。なお、12月11日以降に本市へ転入した人は、転入前の市区町村にご確認ください

Q. 確認書を期限までに提出しなかった場合はどうなりますか(住民税非課税世帯)

A. 期限内に確認書の返送がない場合は、辞退とみなされます。やむを得ず提出できないという事情がある場合は、四日市市臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください

■問い合わせ

四日市市臨時特別給付金コールセンター ☎ 059-327-5011

対応時間 8:45~17:00(平日のみ)

●一般的な制度の概要に関すること

内閣府コールセンター ☎ 0120-526-145

対応時間 9:00~20:00(土・日曜日、祝日を含む)

●申請書のダウンロードや非課税相当の基準額など、詳しくは市ホームページ (HPID)1641279411995) をご覧ください



市ホームページ



臨時特別給付金を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

市・県・国などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、消費者ホットライン(☎188)や最寄りの警察署(または警察相談専用電話 ☎#9110)にご連絡ください。